

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：笠置町簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和30年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	笠置町	職員数※(H19. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	152円 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	585
累積欠損金(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	2
不良債務(百万円)		財政力指数※	0.267 (H18)
資金不足比率(%)		実質公債費比率※(%)	23.3 (H19)
		経常収支比率※(%)	123.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	笠置町長 中西 巖
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（H18～H27）
公表の方法等	12月定例議会にて報告予定、笠置町ホームページにて掲載予定
基本方針	笠置町では、平成17年度より供用を開始した飲料水供給施設の完成により水道普及率が100%となったが、今後これら建設改良に要した費用に係る起債の償還がピークを迎えることとなる。しかしながら、高齢化・過疎化の進行が著しい中においては、使用水量の増加も見込めない。このため、今後は適正な料金改定を定期的に行い、住民に公平な負担をお願いしつつ、職員の適正配置による人件費や経常経費の削減に取り組み、簡易水道事業の健全な経営を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		16	1	17
	補償金免除額		4	0.04	4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	10,635	16,116	939	27,690
合 計 (A)		10,635	16,116	939	27,690
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		10,635	16,116	939	27,690

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>笠置町は全域の約80%を森林が占めており、河川・溪谷で分断された小集落が点在している。</p> <p>なおかつ、笠置町では大規模・大量に取水できる水利権を有する水源がなく、小規模な水道施設が多数存在することとなり、施設の建設費や維持管理費・ランニングコストが割高となっている。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 628 730">課題 ①</td> <td data-bbox="628 674 1471 730">水道料金の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1471 842">平成8年度以降、据え置きとなっている水道料金を適正な価格まで定期的・段階的に引き上げる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 628 898">課題 ②</td> <td data-bbox="628 842 1471 898">水道施設の統合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1471 1010">現在4箇所に分散している水道施設の統合を検討し、施設費等の削減を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 628 1066">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1010 1471 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1066 628 1122"></td> <td data-bbox="628 1066 1471 1122"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1122 628 1178">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1122 1471 1178"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 628 1234"></td> <td data-bbox="628 1178 1471 1234"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1234 628 1290">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1234 1471 1290"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1290 628 1346"></td> <td data-bbox="628 1290 1471 1346"></td> </tr> </table>	課題 ①	水道料金の適正化	平成8年度以降、据え置きとなっている水道料金を適正な価格まで定期的・段階的に引き上げる。		課題 ②	水道施設の統合	現在4箇所に分散している水道施設の統合を検討し、施設費等の削減を図る。		課題 ③				課題 ④				課題 ⑤			
課題 ①	水道料金の適正化																				
平成8年度以降、据え置きとなっている水道料金を適正な価格まで定期的・段階的に引き上げる。																					
課題 ②	水道施設の統合																				
現在4箇所に分散している水道施設の統合を検討し、施設費等の削減を図る。																					
課題 ③																					
課題 ④																					
課題 ⑤																					
留意事項	<p>現在、町内の水道料金は均一となっているが、改定の際には施設別・用途別・口径別等の料金制度の導入も併せて検討し、平等な利用者負担を目指す。</p>																				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し

#### (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		61	53	49	52	53	58	45	43	42	41
	(1) 営 業 収 益 (B)		37	36	32	34	35	34	38	36	36	35
	ア 料 金 収 入		36	35	32	33	34	34	37	36	35	35
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他		1	1	0	1	1	0	1	0	1	0
	(2) 営 業 外 収 益		24	17	17	18	18	24	7	7	6	6
	ア 他 会 計 繰 入 金		20	15	16	18	18	24	7	7	6	6
	イ そ の 他		4	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)		44	47	43	37	42	40	38	37	35	36
	(1) 営 業 費 用		33	36	32	25	30	28	28	28	27	28
	ア 職 員 給 与 費		19	18	12	10	10	10	10	10	10	11
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他		14	18	20	15	20	18	18	18	17	17
	(2) 営 業 外 費 用		11	11	11	12	12	12	10	9	8	8
ア 支 払 利 息		11	11	11	12	12	12	10	9	8	8	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		17	6	6	15	11	18	7	6	7	5	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		173	141	146	35	56	24	49	79	38	37
	(1) 地 方 債		108	70	67	13	18	0	16	20	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金		11	15	36	20	20	22	31	40	38	37
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		44	52	38	2	15	2	2	14	0	0
	(6) 工 事 負 担 金		10	3	2	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他		0	1	3	0	3	0	0	5	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)		186	145	153	33	78	38	55	82	43	42
	(1) 建 設 改 良 費		165	133	128	2	47	0	0	40	0	0
	ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		9	12	25	31	31	38	55	42	43	42
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他		12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-13	-4	-7	2	-22	-14	-6	-3	-5	-5	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4	2	-1	17	-11	4	1	3	2	0
積 立 金 (K)	1	1	0	2	2	2	2	2	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	1	2	2	1	16	2	2	1	1	1
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4	3	1	16	3	4	1	2	3	1
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	2	2	0	15	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	2	2	1	1	3	4	1	2	3	1
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	115.1	89.8	72.1	76.5	72.6	74.4	48.4	54.4	53.8	52.6
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	37	36	32	34	35	34	38	36	36	35
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	5	5	4	5	2	2	4	0	1	2
企 業 債 現 在 高	516	574	616	598	585	547	508	486	443	401
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	516	574	616	598	585	547	508	486	443	401
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	20	15	16	18	18	24	7	7	6	6
うち基準内繰入金	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5
うち基準外繰入金	14	9	10	12	12	18	1	1	1	1
うち料金収入に計上すべき繰入等	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
うち赤字補てん的なもの	12	7	9	11	11	17	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	11	15	36	20	20	22	31	40	38	37
うち基準内繰入金	7	15	24	19	19	21	22	28	26	25
うち基準外繰入金	4	0	12	1	1	1	9	12	12	12
うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	9	12	12	12

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	89.8	100.0	84.3	76.8	70.8	66.5	56.9	79.8	74.7	73.0	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	115.1	89.8	72.1	76.5	72.6	74.4	48.4	54.4	53.8	52.6	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	32.8	28.3	32.7	34.6	34.0	41.4	15.6	16.3	14.3	14.6
	うち基準内繰入金 (%)	9.8	11.3	12.2	11.5	11.3	10.3	13.3	14.0	11.9	12.2
	うち基準外繰入金 (%)	23.0	17.0	20.4	23.1	22.6	31.0	2.2	2.3	2.4	2.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	3.3	3.8	2.0	1.9	1.9	1.7	2.2	2.3	2.4	2.4
	うち赤字補てん的なもの (%)	19.7	13.2	18.4	21.2	20.8	29.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	6.4	10.6	24.7	57.1	35.7	91.7	63.3	50.6	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	4.0	10.6	16.4	54.3	33.9	87.5	44.9	35.4	68.4	67.6
	うち基準外繰入金 (%)	2.3	0.0	8.2	2.9	1.8	4.2	18.4	15.2	31.6	32.4
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.4	15.2	31.6	32.4

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成8年度以降、料金改定が行われていなかったため、いきなり的大幅アップは住民の理解を得難く、段階的に引き上げる。平成20年度に1回目の改定を行い、基本料金20%、超過料金10%を引き上げる。これにより約3,000千円の収入増となる。現在約95%の収納率であるが、料金改訂による未納者の増は無いものとする。
2 他会計繰入金の見込み	赤字補てん的要素による基準外繰入金については、料金改定に伴う収入の増加により減少が見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成18年度をもって一定の改良事業は終了したが、一部残された石綿管の布設替えを予定しており、平成21年度ごろに建設投資の増加が見込まれる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	現在、起債の償還額がピークを迎えつつあるが、平成23年度以降は下降に転じる。このため平成22年度までは財政事情に大きな変化は見られないが、平成23年度以降、特に2回目の料金改定を予定している平成25年度以降に健全化計画の効果が表れるものとする。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>経常経費の削減として人件費の削減があげられ、簡易水道特別会計のみならず、行政全体としての職員数削減に向け努力している。            具体的には、平成18年3月に策定した「笠置町集中改革プラン」における職員数削減があげられ、平成17年度から平成22年度までに5名の削減を目標としており、平成18年度末で既に6名の削減を実現しているところである。            一方、水道担当職員については、これまで事務の効率化や組織の機構改革等により、4名であったものを平成14年度には3名、平成16年度に2名に減少しており、これ以上の削減は困難である。</p>
○ 給与のあり方	<p>平成18年度のラスパイレース指数(平成18年4月1日)は府内平均92.8であるのに対し、笠置町は82.6としている。この指数は2・3年間だけ低い値を示しているのではなく、ここ数年財政難がうたわれる以前より継続して抑制されてきた状況である。</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>職員の昇給に当たっては平成18年度より勤務評定を導入し、適正な給与管理を実施している。            地域手当については段階的な廃止を予定しており、平成18年度・19年度3%、20年度2%、21年度1%、22年度から廃止としている。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>一般行政職と同じ給与表を使用</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時の特昇については廃止済みである。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>職員互助会の交付金負担は平成16年度までで廃止</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>管路等の小規模な維持補修については、以前より職員での対応とし、費用の削減を図っているが、浄水装置の保守・点検等は専門的な知識・技能を要するため、業者への委託となり大幅な経費の削減は困難ではあるが、今後、経営統合等の手法により、ランニングコストの削減を目指す。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>笠置町のように零細で小規模な施設が複数存在する簡易水道事業では、民間事業者も委託を受けるメリットはないと思われる。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	<p data-bbox="152 347 604 435">○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p data-bbox="616 363 2139 419">現在の水道料金を平成20年度に改定し、以後5年以内を目途に定期的・段階的に改定を行い、近隣市町村並みの料金水準まで引き上げる。改定率は基本料金20%、超過料金10%を予定しており、2回目以降は口径別・用途別料金制度の導入も併せて検討する。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	<p data-bbox="152 630 604 686">○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p data-bbox="616 646 2139 678">一般会計では既に広報誌やホームページにて公表されており、今後は簡易水道事業についても併せて公表を行う。</p> <p data-bbox="152 766 604 798">○ 行政評価の導入</p>
5 その他	<p data-bbox="616 885 2139 941">施設の整備が一定整った段階となり、今後は起債の償還額が増加するが、経費の節減や平等な住民の負担に基づく料金改定を行い、一般会計からの基準外繰入金金の削減など経営の健全化を目指す。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成17年度の飲料水供給施設の供用開始により、町内の未普及地域は全て解消された。今後は平成8年度より据え置かれている水道料金の改定を行い、利用者の平等な負担に基づく料金収入により健全な経営を目指す。</p> <p>また、現在4箇所の水道施設については、国が推進する統合化を検討し事業の効率化を図る必要があるが、施設の統合には建設投資も発生するため、当面は経営統合を推進することとし、経費の節減に取り組む。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>現在の基準外繰入金の大半は、収益的収支に係る赤字補てん的なものが占めているが、今後の料金改定により収益的収入の増加を見込んでおり、段階的ではあるが着実に解消に向けた取り組みを推し進める。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率								基本料金20%・超過料金10%				
	改善額(料金の適正化)※1								3	3	3	3	12
3	未収金の徴収対策												
	改善額												
3	一般会計負担金の額	13	21	30	25	25		27	28	34	31	30	
	改善額(負担金の確保等)	-13	8	9	-5	0		-1	2	3	9	6	5
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	19	18	12	10	10		10	10	10	10	11	
	改善額	6	7	13	15	15		56					-1
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
1	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	3	3	2	2	2		2	2	2	2	2	
	増減数(人)			-1									
	改善額(適正化)												
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	516	574	616	598	585		547	508	486	443	401	
	増減	100	58	42	-18	-13		-38	-18	-39	-22	-43	-42
	計画前5年間改善額 合計						55						36
												改善額 合計	4

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	313	309	283	284	280	276	272	268	264	260
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	1,157	1,157	1,157	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	1,143	1,153	1,096	1,164	1,180	1,163	1,146	1,130	1,114	1,098
最大稼働率(%)	98.8	99.7	94.7	99.8	101.2	99.7	98.3	96.9	95.5	94.1
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	114	113	114	116	121	123	136	134	133	135
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	169	189	239	239	259	185	239	168	178	185

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

笠置町では平成18年度に完了した基幹改良事業をもって、大規模な建設投資は終了したばかりであり、今後起債の償還もピークを迎えることから、現時点では施設の統合を行うことは財政的にも困難である。しかしながら、経営を統合することは経費の節減を行う上でも有効な手段と考えられ、平成20年度から計画内容を検討し、平成21年度の策定を目指すこととする。計画の方向性としては、前述のとおり経営統合を先行しつつ、可能な限り施設間の統合も含め検討するものとする。